

資料 1

地域密着型サービス事業所について

地域密着型サービス運営委員会について

1：地域密着型サービス運営委員会とは

市町村は、介護保険法第78条の2第7項等の規定により、地域密着型サービス事業者の指定等を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村の被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な措置を講じることとされています。

この措置として、地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下「地域密着型サービス運営委員会」といいます。）を市町村ごとに設置することとされています。

2：北本市における設置について

本市における地域密着型サービス運営委員会は、北本市地域包括支援センター運営協議会が当該運営委員会を兼ねて運営しています。

3：役割について

地域密着型サービス運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、②市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対して意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議することとされています。

【参照：全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料（平成17年9月26日開催）】

<参 考>

北本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）

（地域密着型サービス運営委員会）

第9条 協議会は、地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を兼ねるものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- （2） 地域密着型サービスの指定に関する事項
- （3） 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関する事項
- （4） その他市長が必要であると認める事項

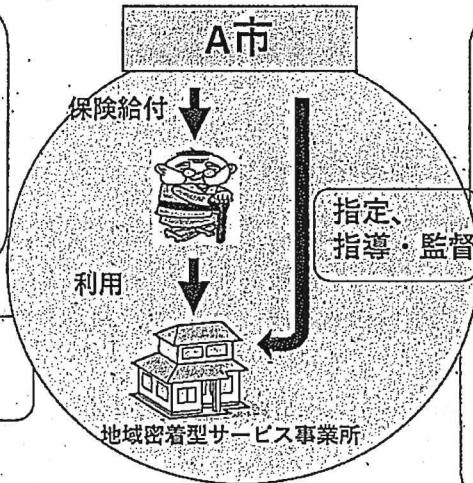
地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設した。

1：A市の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

4：公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

【地域密着型サービスの種類】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

○地域密着型通所介護【平成28年度～】

- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

* 社会保障審議会 介護保険部会（第64回H28.9.23）資料を一部改変

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

このほか、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

(1) 地域密着型サービス事業所の指定状況について

ア 現状

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(平成31年4月1日時点)

	法人名 事業所名	事業所所在地	ユニット数	定員 (人)
1	メディカル・ケア・サービス株式会社 愛の家グループホーム北本	中丸4丁目118番地2	3	27
2	株式会社あすなろホーム あすなろホーム北本	中丸4丁目51番地5	3	27
3	株式会社寿エンタープライズ グループホーム北本	緑3丁目16番地	2	18
4	株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	中丸7丁目52番地1	2	18
定員合計: 90人				

② (介護予防) 認知症対応型通所介護

(平成31年4月1日時点)

	法人名 事業所名	事業所所在地	単位数	利用定員 (人)	備考
1	株式会社あすなろホーム あすなろホーム北本	中丸4丁目51番地5	1	3	1日型 共用型

③ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(平成31年4月1日時点)

	法人名 事業所名	事業所所在地	登録定員 (人) 通い定員 (人) 泊まり定員 (人)
1	有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアおおぞら	東間6丁目131番地	25 15 5
2	有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアおおぞら別館 (サテライト型)	東間6丁目106番地	18 12 5
3	株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	中丸7丁目52番地1	29 15 9
4	生活協同組合コープみらい 小規模多機能ホームコープ夢みらい北本	下石戸下1512番1	29 18 6
*登録定員合計101人・通い定員合計60人・泊まり定員合計25人			

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(平成31年4月1日時点)

	法人名 事業所名	事業所所在地
1	有限会社ニューズコーポレーション 定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア	東間6丁目131番地

*当該サービスに係る定員の上限規定はありません。

⑤地域密着型通所介護

(平成31年4月1日時点)

	法人名 事業所名	事業所所在地	単位数	利用 定員 (人)	備考
1	社会福祉法人徳慈会 特別養護老人ホームさくら苑	深井5丁目67番地	1	10	1日型
2	株式会社ダイオウケア デイサービスなごみの森	中丸1丁目101番地	1	10	1日型
3	有限会社磯部クオリティーサービス 介護予防フィットネスあゆみ北本店	中央1丁目62番地	2	10	半日型 (機能訓練特化型)
4	株式会社介護NEXT GENKI NEXT北本	北本1丁目117番地 島村北本ビル1階	2	15	半日型 (機能訓練特化型)
5	生活協同組合コープみらい コープみらい北本デイサービスセンター	北本市下石戸下1512-1	1	18	1日型
利用定員合計 63人					

*単位数：事業所がサービスを提供する単位の数を意味します。

*利用定員：事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限を意味します。

イ 平成30年度実績

①市内事業所の新規指定について

新規事業所：2事業所

サービス種別	事業所名	指定年月日
(介護予防) 認知症対応型通所介護	株式会社あすなろホーム あすなろホーム北本	平成30年7月1日
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	生活協同組合コープみらい 小規模多機能ホームコープ夢みらい北本	平成31年3月1日

②市内事業所の指定更新について

更新事業所：2事業所

サービス種別	事業所名	指定更新年月日
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら	平成30年7月1日
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	平成31年2月1日

③市内事業所の休止及び廃止について

廃止事業所：なし

休止事業所：なし

(2) 平成30年度地域密着型サービス事業所の運営状況等について

ア 市内事業所の利用者数の動向・稼働状況について

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 [グループホーム]

※表中()内は平成29年度実績

事業所名		あすなろホーム 北本	愛の家グループホーム 北本	グループホーム 北本	北本ひまわり ケアサポート
入居者状況	新規入所者	6人(3人)	5人(3人)	3人(6人)	1人(4人)
	退去者	6人(3人)	6人(2人)	5人(6人)	3人(4人)
	<退去理由>				
	死亡	4人(1人)	0人(1人)	3人(4人)	2人(4人)
	施設入所	1人(0人)	4人(0人)	2人(1人)	1人(0人)
	長期入院	1人(2人)	2人(1人)	0人(1人)	0人(0人)
	在宅	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)
	(参考) 利用定員	27人	27人	18人	18人
(参考) 令和元年6月末時 点入居者数		27人	27人	17人	18人

②（介護予防）認知症対応型通所介護

※表中（ ）内は平成 29 年度実績

事業所名		あすなろホーム北本
登録者状況	新規利用者	1 人（－）
	中止者	1 人（－）
	＜中止理由＞	
	死亡	1 人（－）
	施設入所	0 人（－）
	長期入院	0 人（－）
	その他	0 人（－）
	（参考）定員	3 人
（参考）		1 人
平成 30 年 6 月末時点利用者数・利用状況		1 日平均 1 人

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護

※表中（ ）内は平成 29 年度実績

事業所名		小規模多機能ケア あおぞら	小規模多機能ケア あおぞら別館	北本ひまわり ケアサポート	小規模多機能ホーム コープ夢みらい北本
登録者状況	新規利用者	5 人（9 人）	4 人（12 人）	1 人（2 人）	3 人（－）
	中止者	8 人（6 人）	3 人（6 人）	2 人（4 人）	1 人（－）
	＜中止理由＞				
	死亡	3 人（1 人）	0 人（2 人）	1 人（1 人）	0 人（－）
	施設入所	2 人（1 人）	1 人（1 人）	1 人（3 人）	0 人（－）
	長期入院	2 人（3 人）	1 人（2 人）	0 人（0 人）	1 人（－）
	在宅	1 人（1 人）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	0 人（－）
	その他	0 人（0 人）	0 人（1 人）	0 人（0 人）	0 人（－）
	（参考）登録定員	25 人	18 人	29 人	29 人
	（参考）	18 人	11 人	8 人	6 人
令和元年 6 月末時点登録者数・利用状況		通い 1 日平均 1.1 人 訪問 1 日平均 2.0 人 泊まり 1 日平均 1.7 人	通い 1 日平均 7.7 人 訪問 1 日平均 1.9 人 泊まり 1 日平均 0.7 人	通い 1 日平均 2.7 人 訪問 1 日平均 0.6 人 泊まり 1 日平均 3.5 人	通い 1 日平均 2.9 人 訪問 1 日平均 0.1 泊まり 1 日平均 0.4 人

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※表中（ ）内は平成 29 年度実績

事業所名		定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア
登録者状況	新規登録者	17人(17人)
	中止者	15人(13人)
	＜中止理由＞	
	死亡	6人(5人)
	施設入所	5人(3人)
	長期入院	3人(4人)
	在宅	1人(1人)
	(参考) 令和元年6月末時点 登録者数・利用状況	16人 定期訪問：694件、随時対応：193件、随時訪問：2件

※定期訪問とは：訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話をを行います。

※随時対応とは：随時、オペレーターが利用者・家族等からの通報を受け、通報内容等をもとに、①相談援助②訪問介護員等の訪問③看護師等による対応の必要性を判断します。

※随時訪問とは：随時対応等により、利用者の居宅を訪問し、日常生活の世話等の支援を行います。

⑤地域密着型通所介護

※表中（ ）内は平成 29 年度実績

事業所名		特別養護老人ホーム さくら苑	デイサービス なごみの森北本	GENKI NEXT北本	介護予防フィットネス あゆみ北本店	コープみらい北本デ イサービスセンター
登録者状況	新規利用者	3人(8人)	4人(5人)	14人(18人)	8人(6人)	11人(-)
	中止者	5人(6人)	4人(10人)	6人(19人)	6人(10人)	17人(-)
	＜中止理由＞					
	死亡	1人(1人)	2人(2人)	0人(3人)	0人(2人)	4人(-)
	施設入所	2人(2人)	2人(6人)	0人(1人)	4人(1人)	4人(-)
	長期入院	1人(2人)	0人(0人)	0人(1人)	1人(2人)	0人(-)
	その他	1人(1人)	0人(2人)	6人(14人)	1人(5人)	9人(-)
	(参考) 定員	10人	10人	15人	15人	18人
	(参考) 平成31年3月末時点 利用者数・利用状況	16人 1日平均6.7人	11人 1日平均5.4人	18人 1日平均 AM2.5人 PM3人	33人 1日平均 AM6.6人 PM5.2人	37人 1日平均13.7人

イ 市内事業所の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の実施状況について

「運営推進会議」・「介護・医療連携推進会議」（以下「運営推進会議等」と言います。）とは、以下の根拠規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることで次に掲げる事項を達成することを目的としています。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ①事業所運営の透明性の確保すること | ②サービスの質の確保、向上を図ること |
| ③事業所による「抱え込み」を防止すること | ④地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと |

【根拠規定】

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）
- 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定（平成18年厚生労働省令第36号）
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004（略）厚生労働省老健局計画課（略）通知）

①（介護予防）認知症対応型共同生活介護〔グループホーム〕

基準省令の規定による開催頻度：概ね2か月に1回以上

	あすなろホーム北本	愛の家グループホーム北本	グループホーム北本	北本ひまわりケアサポート
第1回	平成30年6月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月
第2回	平成30年8月	平成30年6月	平成30年6月	平成30年6月
第3回	平成30年10月	平成30年8月	平成30年8月	平成30年8月
第4回	平成30年11月	平成30年10月	平成30年10月	平成30年10月
第5回	平成31年1月	平成30年12月	平成30年12月	平成30年12月
第6回	平成31年3月	平成31年2月	平成31年3月	平成31年2月

②（介護予防）認知症対応型通所介護

基準省令の規定による開催頻度：概ね6か月に1回以上

	あすなろホーム北本
第1回	平成30年8月
第2回	平成30年10月
第3回	平成30年11月
第4回	平成31年1月
第5回	平成31年3月

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護

基準省令の規定による開催頻度：概ね2か月に1回以上

	小規模多機能ケアおおぞら	小規模多機能ケアおおぞら別館	北本ひまわりケアサポート
第1回	平成30年5月		平成30年4月
第2回	平成30年7月		平成30年6月
第3回	平成30年9月		平成30年8月
第4回	平成30年11月		平成30年10月
第5回	平成31年1月		平成30年12月
第6回	平成31年3月		平成31年2月

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基準省令の規定による開催頻度：概ね6か月に1回以上

	定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア
第1回	平成30年5月
第2回	平成30年7月
第3回	平成30年9月
第4回	平成30年11月
第5回	平成31年1月
第6回	平成31年3月

⑤地域密着型通所介護

基準省令の規定による開催頻度：概ね6か月に1回以上

	特別養護老人ホーム さくら苑	デイサービス なごみの森 北本	GENKINEXT北本	介護予防フィットネス あゆみ北本店	コープみらい北本デ イサービスセンター
第1回	平成30年10月	*1	平成30年9月	平成30年12月	平成30年10月
第2回	平成30年3月		平成30年3月	*1	*1

*1：平成31年度に入ってから実施

ウ 外部評価の実施状況について

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、基準省令第97条等により、1年に1回以上は自ら提供する介護サービスの質の評価を実施し、外部の者(都道府県が選定した評価機関)による評価を受け、常にその改善を図らなければならないこととされています。なお、5年間継続して外部評価を実施している等の一定の要件を満たす場合は、その実施回数を2年に1回とする緩和措置が設けられています。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、基準省令第3条の37等により、1年に1回以上、自ら提供する介護サービスの質の評価を実施し、外部の者(運営推進会議/介護・医療連携推進会議)による評価を受け、常にその改善を図らなければならないこととされています。

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

	あすなろホーム北本	愛の家グループホーム北本	グループホーム北本	北本ひまわりケアサポート
実施状況	緩和要件該当のため実施 無し	10月	12月	緩和要件該当のため実施 無し

② (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

	小規模多機能ケアあおぞら	小規模多機能ケアあおぞら別館	北本ひまわりケアサポート
実施状況	3月	3月	12月

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

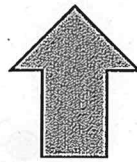
	定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア
実施状況	3月

④ 地域密着型通所介護 当該サービスにおいては、基準省令に外部評価に係る規定がありません。

事業譲渡等による運営法人変更の際の新規指定案件について

○改正案

旧		
市内地域密着型サービス事業所に関する指定	委員会での審議・報告内容	委員会での審議・報告時期
	事業譲渡等における運営法人変更による新規指定※利用者の施設変更を伴わないものに限定	事前審議
	更新による再指定	事後報告
	上記以外の新規指定	事前審議



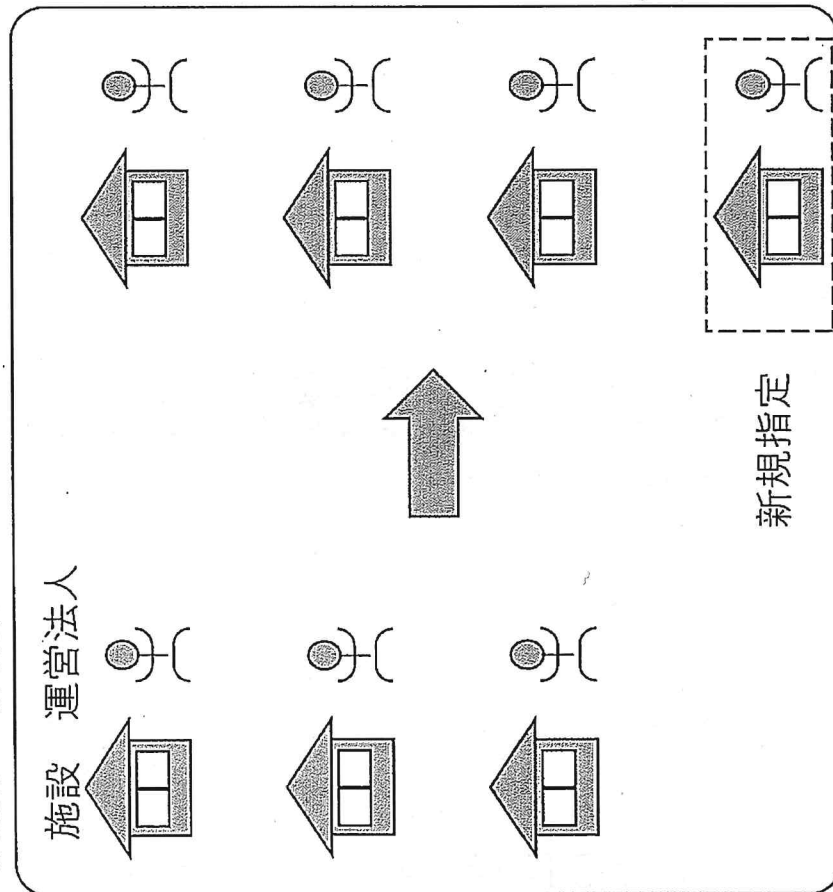
新	
	委員会での審議・報告時期
事後報告	
事後報告	
事前審議	

○他市状況

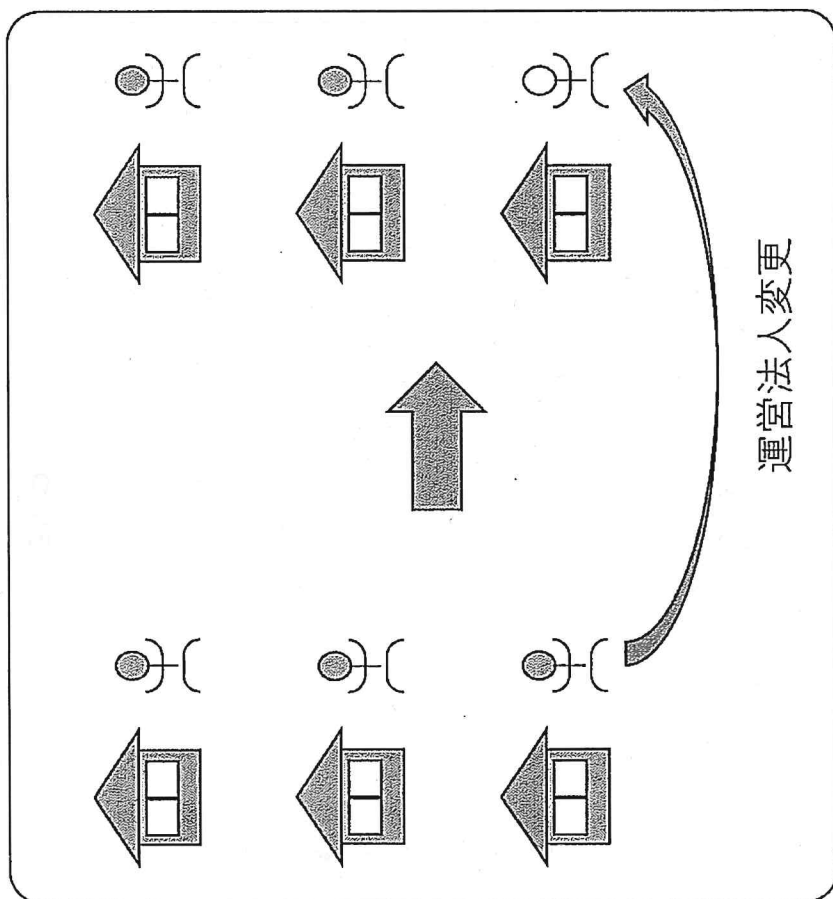
	審議状況・内容	指定後報告についての委員会了解の有無
さいたま市	指定後報告	有
上尾市	指定前審議なし、指定後報告なし	—
桶川市	指定前審議※指定後報告を検討	—
鴻巣市	指定後報告	有
伊奈町	指定後報告	—
北本市	指定前審議※指定後報告を検討	—

通常の新規指定と事業譲渡等による新規指定のイメージ

○通常の新規指定

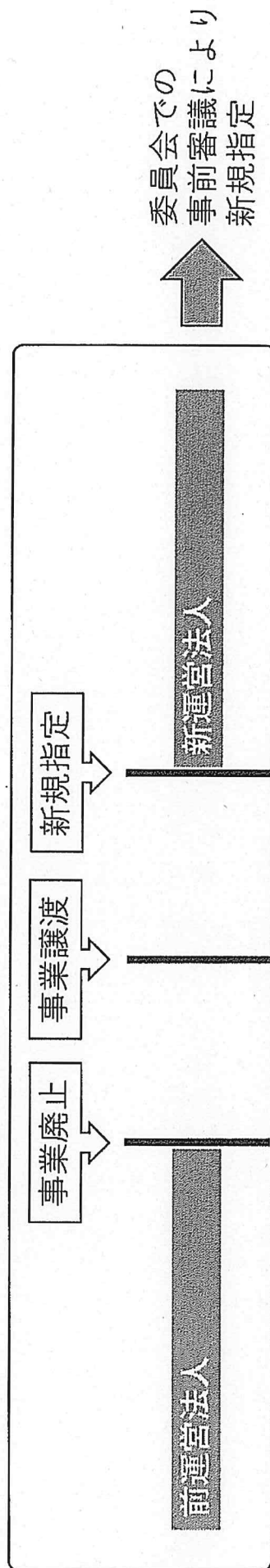


○事業譲渡による新規指定



事業譲渡等による新規指定のパターン

○パターン① ⇒ 委員会審議変更なし



○パターン② ⇒ 委員会審議変更

